

令和7年度

**地域密着型サービス
集 団 指 導 資 料**

～ 指定地域密着型サービス事業等の基準条例 ～

嘉麻市高齢者介護課

令和7年度 集団指導資料

指定地域密着型サービス事業等の基準条例

(目次)

1.	指定地域密着型サービス事業等の基準条例について	・・・	P 1
2.	嘉麻市独自基準の概要	・・・	P 1、P 2
●	資料 1	・・・	P 3、P 4
	嘉麻市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例		
●	資料 2	・・・	P 5
	嘉麻市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則		
	別表第 1	・・・	P 6
	別表第 2	・・・	P 7

※皆様へのお願い

この集団指導資料につきましては、回覧等により事業所全体で活用してください。
管理者（各責任者）の方は、必ず目を通していただきますようお願いいたします。

【指定地域密着型サービス事業等の基準条例について】

自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、法令による義務付けや枠付けを見直すことを目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、介護保険法等が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービス事業等の「人員・設備及び運営に関する基準」を地方自治体の条例で定めることとされました。

平成25年3月12日 24嘉高第1977号にて通知してまいりましたとおり、本市におきましても、一部を除き厚生労働省令で定められた基準どおりとする条例を平成25年4月1日から施行されることとなりました。

嘉麻市の独自基準の概要、条例及び規則につきましては、別に資料を作成しております。内容について今一度確認してください。

【嘉麻市独自基準の概要】

1 特別養護老人ホームの入所定員	地域密着型介護老人福祉施設
地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を規定。	
<現行法令> 地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって、指定権者の条例で定める数。	
<基準設置の理由> 改正前の介護保険法で規定されていた基準（地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下。）を変更する特段の事由はないことから、この基準を嘉麻市の基準とする。	

2 申請者の基準	地域密着型サービス全般
地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者の法人格を規定。	
<現行法令> 市町村の条例で定める者。	
<基準設置の理由> 改正前の介護保険法で規定されていた基準（法人であること）を変更する特段の事由はないことから、この基準を嘉麻市の基準とする。	

3 暴力団の排除	地域密着型サービス全般
地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者について暴力団を排除する旨の規定を追加。 ＜現行法令＞ 規定なし。 ＜基準設置の理由＞ 嘉麻市暴力団等追放推進条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団又は暴力団関係団体を排除する措置を講じる必要があるため規定する。	

4 サービス提供記録等の保存期限	地域密着型サービス全般
保存期限を保険給付支払の日から5年間に延長。 ＜現行法令＞ 保存期限は完結してから2年。 ＜基準設置の理由＞ 介護報酬の返還には、5年前までの書類の確認が必要であり、また、苦情や事故の対応にも考慮して、保存期限を5年に延長する。	

5 非常災害対策	地域密着型サービス全般
非常災害の種別に応じて具体的計画を策定することを追加。 ＜現行法令＞ 非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 ＜基準設置の理由＞ 非常災害に関する具体的な計画について、非常時災害対策をさらに推進する必要があるため、予想される災害の種別（火災、風水害、地震等）に応じて個別に作成することを規定する。	

資料 1

嘉麻市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の4第1項及び第2項、第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準省令」という。）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）に定めるところによる。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者の資格)

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人（嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条に規定する暴力団又は暴力団関係団体（以下「暴力団等」という。）である法人を除く。）とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第78条の4第1項及び第2項に規定する基準は、次項及び第3項に定めるものを除くほか、地域密着型サービス基準省令の定めるところによる。

2 地域密着型サービス基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項の規定により整備した記録のうちサービスの提供に関するもの（規則で定めるものに限る。）については、当該サービスの提供に係る保険給付支払の日から5年間保存しなければならない。

3 指定地域密着型サービス事業者は、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者の資格)

第6条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人（暴力団等である法人を除く。）とする。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第7条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する基準は、次項及び第3項に定めるものを除くほか、地域密着型介護予防サービス基準省令の定めるところによる。

2 地域密着型介護予防サービス基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録のうちサービスの提供に関するもの（規則で定めるものに限る。）については、当該サービスの提供に係る保険給付支払の日から5年間保存しなければならない。

3 第5条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービス事業者について準用する。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第5条第2項及び第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に整備の対象となる記録又は現に地域密着型サービス基準省令及び地域密着型介護予防サービス基準省令の規定により保存されている記録で保存期間が満了していないものについて適用する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

資料 2

嘉麻市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 25 年嘉麻市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(条例第 5 条第 2 項のサービスの提供に関する記録)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項に規定する 5 年間保存しなければならないサービスの提供に関する記録は、別表第 1 に定めるところによる。

(条例第 7 条第 2 項のサービスの提供に関する記録)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項に規定する 5 年間保存しなければならないサービスの提供に関する記録は、別表第 2 に定めるところによる。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 3 条及び第 4 条の規定は、この規則の施行の日以後に整備の対象となる記録又は現に地域密着型サービス基準省令及び地域密着型介護予防サービス基準省令の規定により保存されている記録で保存期間が満了していないものについて適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

サービスの種類	記録の種類
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型を含む。）	（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3）主治の医師による指示の文書 （4）訪問看護報告書
指定夜間対応型訪問介護	（1）夜間対応型訪問介護計画 （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定認知症対応型通所介護	（1）認知症対応型通所介護計画 （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定小規模多機能型居宅介護	（1）居宅サービス計画 （2）小規模多機能型居宅介護計画 （3）提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定認知症対応型共同生活介護	（1）認知症対応型共同生活介護計画 （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定地域密着型特定施設入居者生活介護	（1）地域密着型特定施設サービス計画 （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型を含む。）	（1）地域密着型施設サービス計画 （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定看護小規模多機能型居宅介護	（1）居宅サービス計画 （2）看護小規模多機能型居宅介護計画 （3）主治の医師による指示の文書 （4）看護小規模多機能型居宅介護報告書 （5）提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定地域密着型通所介護	（1）地域密着型通所介護計画 （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定療養通所介護	（1）療養通所介護計画 （2）検討の結果についての記録 （3）提供した具体的なサービスの内容等の記録

別表第2（第4条関係）

サービスの種類	記録の種類
指定介護予防認知症対応型通所介護	（1）介護予防認知症対応型通所介護計画 （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防小規模多機能型居宅介護	（1）指定介護予防サービス等の利用に係る計画 （2）介護予防小規模多機能型居宅介護計画 （3）提供した具体的なサービスの内容等の記録
指定介護予防認知症対応型共同生活介護	（1）介護予防認知症対応型共同生活介護計画 （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録